

第1編 危機管理総論

第1章 東京都の危機管理

第1 非常時の組織体制

- 1 東京都災害対策本部
- 2 東京都災害即応対策本部
- 3 東京都応急対策本部
- 4 東京都危機管理対策会議
- 5 各種災害における都の態勢
- 6 教育庁、各所及び学校の災害対策本部
- 7 教育庁災害対策本部の構成
- 8 教育庁災害対策本部の対応業務一覧
- 9 代替施設一覧

第2章 学校危機管理マニュアル

第1 目的、基本方針等

第1章 東京都の危機管理

東京は、歴史的に何度も大地震や火山噴火などの自然災害に襲われている。

また、気候変動の影響で激甚化・頻発化する風水害や、首都直下地震、大規模な火山噴火、感染症など、いつ災害が起きてもおかしくない状況は今後も続き、さらに、災害が複合的に発生するリスクもある。

こうした状況を踏まえ、東京都では、災害時における都市機能の混乱を最小限に抑えるため、様々な危機管理施策を講じている。

平成25年4月には「帰宅困難者対策条例」を施行し、災害時の一斉帰宅を抑制する観点から、企業等に対し、従業員が一定期間施設内にとどまることを前提とした3日分の食糧等の備蓄を努力義務として位置づけた。

また、災害対策基本法に基づき東京都防災会議が策定する「東京都地域防災計画」は、震災編、風水害編、火山編、大規模事故編及び原子力災害編から構成されており、同計画は、被害想定や過去の大規模災害から得られた教訓、関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しが行われている。

直近では、令和4年5月に見直された「首都直下地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、令和5年5月に同計画の震災編が修正され、さらに令和7年5月には、富士山噴火に伴う大規模降灰への対応や島しょ地域における避難体制の強化を図るため、火山編が修正されている。

第1 非常時の組織体制

1 東京都災害対策本部

東京都は、都の地域に地震災害が発生した場合、災害対策基本法、東京都災害対策本部条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則（以下「規則」という。）、東京都災害対策本部運営要綱（以下「要綱」という。）及び東京都地域防災計画の定めるところにより、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。

【東京都災害対策本部を立ち上げた事例】

- ・令和6年8月8日～宮崎県日向灘を震源とする地震に係る南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

(1) 都本部の設置（要綱第3）

ア 知事は、都の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、都本部を自動的に設置する。

イ 都本部を構成する局の局長（教育長を含む。以下同じ。）又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。

ウ 危機管理監は、イによる要請があったとき、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。

(2) 都本部設置の通知等（要綱第4）

ア 本部長（知事）は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び地方隊長並びに国（総務省消防庁）に通知する。また、必要があると認めるときには、区市町村長、陸上自衛隊、厚生労働大臣、国土交通大臣、隣接県知事等にも通知する。

イ 政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

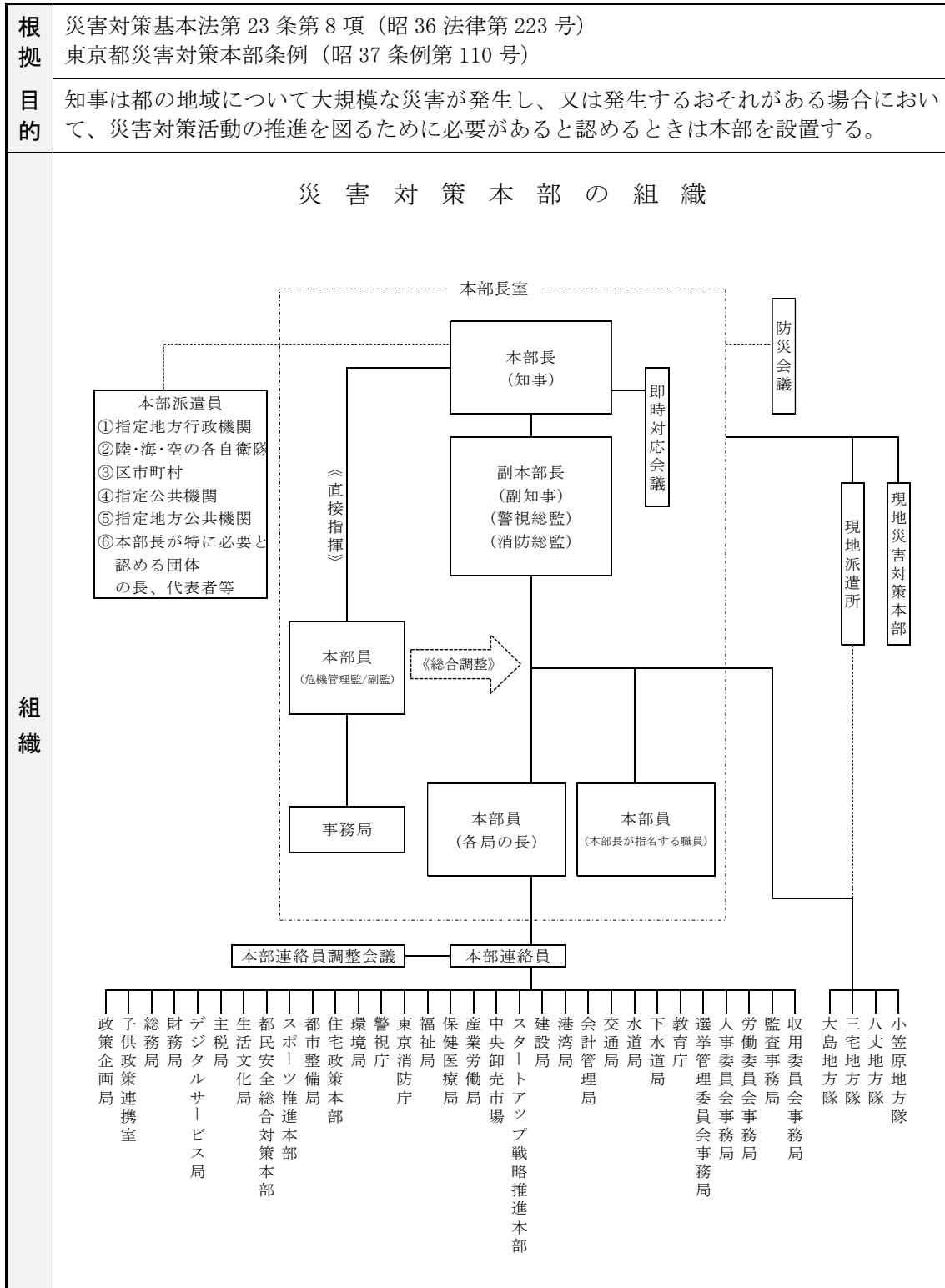
ウ 本部長からの通知を受けた局長等は、本部の設置について、所属職員に周知徹底する。

(3) 都本部の組織（条例第2条、規則第3条）

ア 都本部に本部長室、局及び地方隊を置く。

イ 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

【東京都災害対策本部の組織図】



(4) 本部長等の職務（条例第3条、規則第6・7条、要綱第15）

ア 本部長（知事）

都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副知事、警視總監、消防總監）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 局長及び地方隊長（各局長及び支庁長）

本部長の命を受け、局又は地方隊の事務を掌理する。

エ 本部員（危機管理監、本部構成局の各局長及び本部長が指名する者）

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

オ 本部派遣員

①本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

- ・ 指定地方行政機関
- ・ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
- ・ 東京都の区域内の特別区又は市町村
- ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関

②本部長は、本部派遣員に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

カ 本部連絡員

本部連絡員は、局に所属する課長級の職にある者のうちから局長が指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。なお、本部長室へは局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

キ 本部員代理

本部員代理は、局に所属する課長級以上の職にある者のうちから局長が指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

ク その他の都本部の職員

局長又は地方隊長の命を受け、局又は地方隊の事務に従事する。

(5) 本部長室の所掌事務（規則第2条）

ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。

イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

ウ 避難の勧告又は指示に関すること。

エ 災害救助法の適用に関すること。

オ 区市町村の相互応援に関すること。

カ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。

キ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

ク 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍に対する応援の要請に関すること。

ケ 公用令書による公用負担に関すること。

- コ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- サ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(6) 都本部における教育庁職員の指定及び役割

都本部における本部員等の指定及び役割は次のとおりである。

ア 本部員：教育長

- ・本部長（知事）の命を受け、教育庁の事務を掌理する。
- ・都災害対策本部会議の審議等に参加する。

イ 本部連絡員：総務部広報担当課長、福利厚生部福利厚生課長

- ・発災後、東京都防災センターに常駐し、本部と教育庁との連絡調整に当たる。
- ・本部員を補佐し、都災害対策本部会議に参加するとともに、教育庁との連絡のための通信要員を活用する。

ウ 本部員代理：あらかじめ指定した課長級以上の本庁職員

- ・本部員（教育長）が被災等により参集できない場合に、あらかじめ本部員が指名する本部員代理がその職務を代理する。
- ・本部員（教育長）が参集するまでの間、本部員の代理として都災害対策本部会議等に参加する。
- ・本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど、本部員の職務を代理する。
- ・教育庁においては、①課長級以上の本庁職員の中から②自宅から都庁本庁舎まで、おおむね2時間以内に徒歩で参集できる者を、あらかじめ本部員代理として指定している。

エ 通信要員：あらかじめ指定した総務部総務課広報担当の職員4名

- ・総務部総務課広報担当の職員の中から、あらかじめ教育長が指定する4名をもって充てる。
- ・本部連絡員を補佐し、本部と教育庁総務部総務課間の連絡を担当する。

(7) 都本部における教育庁の分掌事務（規則第8条）

都本部において、教育庁は、主として次に掲げる事項を所掌する。

- ア 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。
- イ 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。
- ウ 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。
- エ 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。
- オ 災害時における他の局の応援に関すること

2 東京都災害即応対策本部

突発的かつ局地的な災害が発生した場合等において、一元的な対応体制を構築し、関係機関等への要請に迅速に対応するため、東京都災害対策本部又は東京都応急対策本部の設置に至らない災害への対応として、東京都災害即応対策本部（以下「即応本部」という。）を設置する。

また、災害対策本部又は応急対策本部を設置するまでの間においても、必要に応じて即応本部を設置し、初動対応を行う。

【東京都災害即応対策本部を立ち上げた事例】

- ・令和7年10月8日～令和7年台風第22号（八丈町・青ヶ島村等）
- ・令和7年7月30日～令和7年カムチャツカ半島付近地震に伴う津波警報（伊豆諸島・小笠原諸島）

(1) 即応本部の設置

災害対策本部・応急対策本部が設置される前またはが設置されない場合で、次の各号のいずれかに該当し必要と認めたときに設置する。

- ア 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。
- イ 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。
- ウ 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき。

(2) 即応本部の組織

即応本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。

(3) 即応本部の所掌事務

- ア 災害時の危機に対処するための対応策の策定に関すること。
- イ 対応局役割分担の総合調整に関すること。
- ウ 災害情報の共有に関すること。
- エ 他局、区市町村の設置する本部等の連携に関すること。
- オ その他必要な応急対策に関すること。

3 東京都応急対策本部

知事は、東京都災害対策本部が設置される前又は設置されない場合で、必要があるときは東京都応急対策本部（以下「応対本部」という。）を設置する。

【東京都応急対策本部を立ち上げた事例】

- ・令和元年10月10日～令和元年台風第19号

(1) 応対本部の設置

応対本部は、次の各号に該当する場合で、知事が必要と認めたときに設置する。

- ア 暴風雨、大雨、津波、高潮または洪水の警報が発せられたとき
- イ 利根川、荒川または多摩川に洪水予報が発せられたとき
- ウ 水防警報が発せられたとき
- エ 大雨、津波、高潮または洪水の注意報が発せられた場合等で、災害の発生のおそれがあるとき
- オ 局地的災害が発生したとき

(2) 応対本部の組織

応対本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。

(3) 応対本部の所掌事務

- ア 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害応急対策の実施に関すること。
- ウ 区市町村の実施する応急対策の調整に関すること。
- エ 災害救助法の運用に関すること。
- オ その他必要な応急対策に関すること。

4 東京都危機管理対策会議

災害等危機発生時の対応策の検討並びに関係各局との総合調整及び関係機関等への要請を的確に行い、速やかに対応策を実施するため、東京都危機管理対策会議（以下「都対策会議」という。）を設置する。

【東京都危機管理対策会議を立ち上げた事例】

- ・令和6年8月29日～令和6年台風第10号

(1) 都対策会議の所掌事務

- ア 災害等の危機に対処するための対応策の検討に関すること。
- イ 災害等の危機に対処するために必要な総合調整に関すること。
- ウ 危機情報の連絡及び共有に関すること。
- エ その他必要な応急対策に関すること。

(2) 都対策会議の招集

多くの都民の生命、身体等に重大な被害が生じる危機のおそれが認知され、全庁体制により対応する必要がある場合に都対策会議が招集される。

5 各種災害における都の態勢

災害の発生及び発生のおそれがある段階（警戒段階）において、都では総合防災部の指揮の下、下記のとおり配備態勢が組まれる。

(1) 地震

職員配備態勢	体制	事象	要員
情報監視態勢	—	震度4以下※	総合防災部 等
情報連絡態勢	—	震度5弱※	総合防災部 等
災害即応態勢	災害即応対策本部	震度5強※ (南海トラフ地震) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）	
		—	
応急配備態勢	応急対策本部	—	
非常配備態勢	災害対策本部	・勤務時間内に震度6弱以上 ・震度5強で甚大な被害が発生 ・島しょ地域で甚大な被害が発生 (南海トラフ地震) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）	特別非常配備態勢の構成を基本として、被害その他の状況に応じて、その都度定める態勢
		勤務時間外に震度6弱以上	
特別非常配備態勢	—	—	全庁職員

※その他、指令室長が必要と認めたときなどに設置することができる。

(2) 風水害

職員配備態勢	体制	事象	要員
情報監視態勢	—	気象注意報発表	総合防災部 等
		(大規模風水害) 計画運休の可能性、島しょ地域へのL0 派遣	
情報連絡態勢	—	気象警報発表、氾濫警戒情報、避難情報発令 他	総合防災部 等
		(大規模風水害) 計画運休の実施	
災害即応態勢	災害即応対策本部	多くの被害発生又は発生のおそれ 他	
応急配備態勢	応急対策本部	多くの被害発生又は発生のおそれ 他	
非常配備態勢	災害対策本部	甚大な被害発生又は発生のおそれ 他	特別非常配備態勢の構成を基本として、被害その他の状況に応じて、その都度定める態勢
		—	
特別非常配備態勢	—	—	全庁職員

※台風の進路や気象予報などにより、風水害はある程度の予測が可能のため、警報の発表状況に応じ、災害の発生前の段階で、応急対策本部や災害対策本部等を設置し、避難警戒体制（早期の事前避難、都民への呼びかけ、施設の閉鎖、イベントの延期・中止等）を構築する。

【気象情報の種類】

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪

(3) 火山

職員配備態勢	体制	事象	要員
情報監視態勢	—	活火山であることに留意	総合防災部 等
情報連絡態勢	—	噴火警報（火口周辺）・レベル※2の発表等	総合防災部 等
災害即応態勢	災害即応対策本部	噴火警報（火口周辺）・レベル※3の発表等 噴火警報（居住地域）・レベル※4の発表等	
応急配備態勢	応急対策本部	本部長が必要と認めたとき	
非常配備態勢	災害対策本部	噴火警報（居住地域）・レベル※5の発表等	特別非常配備態勢の構成を基本として、被害その他の状況に応じて、その都度定める態勢
特別非常配備態勢		—	全庁職員

※レベル：噴火警戒レベル

(4) 島しょ地域における災害（南海トラフ地震）

南海トラフ地震では、西日本を中心に広範囲で甚大な被害が発生する。伊豆諸島・小笠原諸島では、巨大な津波が短時間で到達するため、迅速な避難対策が極めて重要となる。

このため、津波警報が発表された場合は「災害即応態勢」、大津波警報が発表された場合、又は島しょ地域に大津波が到達し、甚大な被害が発生した場合は、「非常配備態勢」を構築し、首長とのホットライン等も活用し、住民の迅速な避難を促進する。

南海トラフ地震臨時情報については、「キーワード（調査中）」が発表された場合は、「災害即応態勢」を構築し、その後の「非常配備態勢」に移行できる準備を整える。「キーワード（巨大地震注意）」又は「キーワード（巨大地震警戒）」となった場合、「非常配備態勢」に移行し、「災害対策本部」を設置する。臨時情報や状況の進展に伴い、適宜態勢の移行を検討する。

6 教育庁、各所及び学校の災害対策本部

東京都災害対策本部が設置された場合、教育長は速やかに教育庁災害対策本部を開設する。

(1) 教育庁災害対策本部

ア 教育庁災害対策本部の開設

①教育庁災害対策本部は、都庁第二本庁舎16階南側（総務部総務課）に設置する。

②教育庁災害対策本部の開設準備及び開設に必要な事務は、総務部総務課が行う。

イ 本部の所掌事項

教育庁災害対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- ① 教育庁の職員態勢に関すること。
- ② 児童・生徒等の救護、安全確保に関すること。
- ③ 被害状況に関すること。
- ④ 応急復旧対策に関すること。
- ⑤ その他災害対策に関すること。

ウ 本部長及び副本部長

- ①教育長を教育庁災害対策本部本部長とし、次長を教育庁災害対策本部副本部長とする。
- ②教育長は教育庁災害対策本部を総括し、次長はこれを補佐する。
- ③教育長が不在のときは、次長、総務部長の順位で職務を代理する。

エ 本部の構成

教育庁災害対策本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- ・教育長（本部長）
- ・次長（副本部長）
- ・教育庁の各部長
- ・総務部総務課長
- ・教育庁の各部長が指名する職員
- ・通信要員（あらかじめ指定された総務部所属の課長代理級職員）

オ 本部の運営

- ①本部長は、イの所掌事項について審議する必要があるときは、本部会議を招集する。
- ②本部長は、特に必要があると認めたときは、本部の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を求めることができる。
- ③本部会議に関する庶務は、総務課が行う。

カ 危機管理主管部課長等の参集

震度5強を観測した場合は、災害即応態勢を取る必要があるため、危機管理主管部課長等は本庁に参集する。

(2) 教育事務所・教育庁出張所・学校経営支援センター・所（以下「所」という。）及び都立学校の災害対策本部

ア 所及び都立学校の災害対策本部の開設

教育長は、教育庁災害対策本部の開設と同時に、所及び都立学校の長に対し、それぞれ「(所名又は校名を冠した)災害対策本部」の開設を指示する。

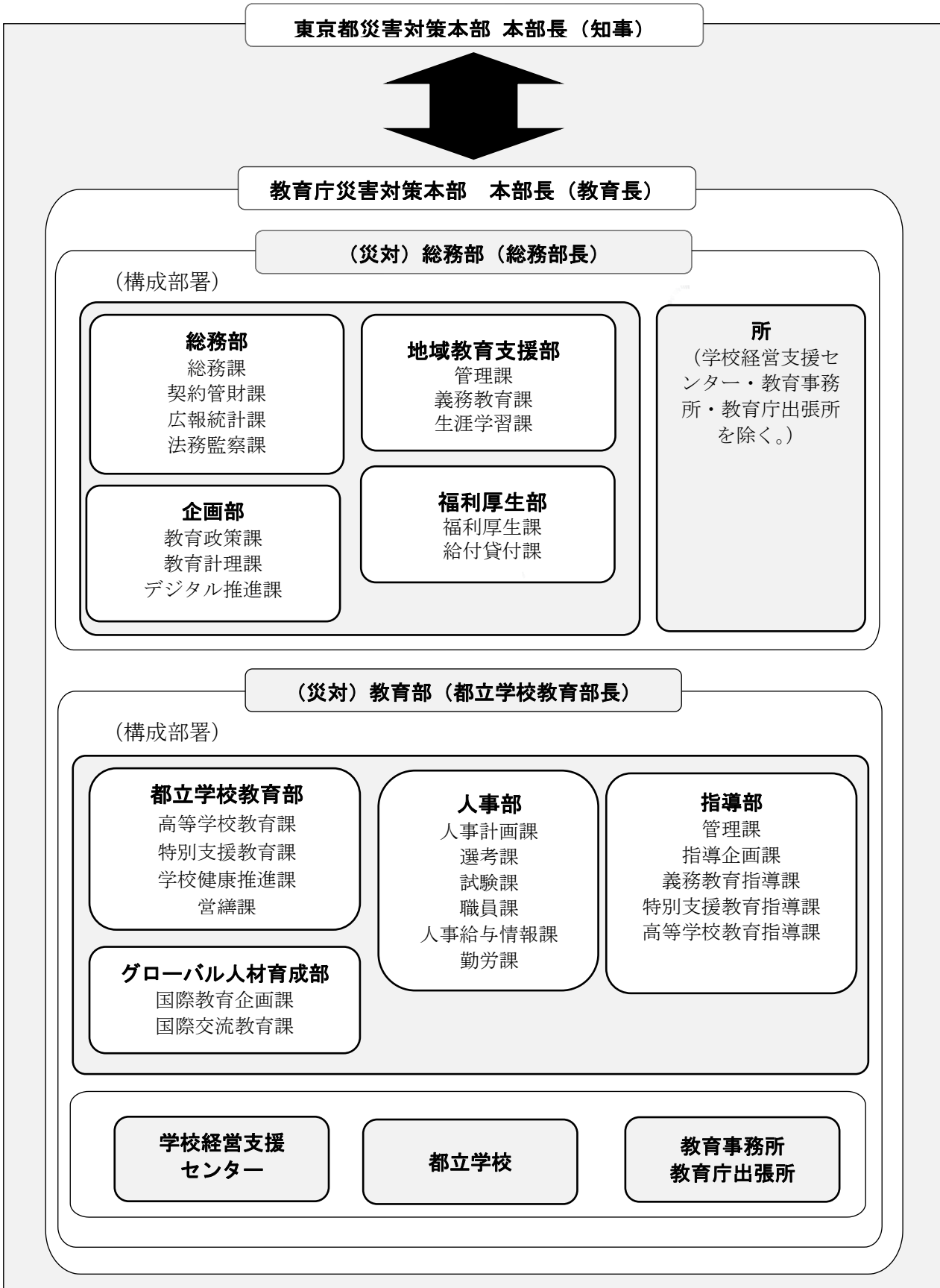
イ 組織

所においては所長、都立学校においては校長を、それぞれ「(所名又は校名を冠した)災害対策本部長」とする。

本部長（所長・都立学校の校長）が不在の場合は、所及び都立学校に置いてあらかじめ定められた職務代理順位に従い、職務を執ることができる者が本部長の職務を代理する。

7 教育庁災害対策本部の構成

東京都災害対策本部が設置されたときの教育庁における各部・課、学校及び事業所等の構成は以下のようになる。



8 教育庁災害対策本部の対応業務一覧

教育庁災害対策本部の分掌事務を円滑かつ迅速に遂行するため、発災時における教育庁各部各課、事業所及び都立学校等の役割について、その概要を示す。

部	課	発災後3日間 (応急対策)	発災後4日目以降 (学校再開準備・学校再開)
総務部	総務課	① 教育庁及び総務部の非常時対応総括	① 同 左
		② 教育庁災害対策本部の運営	② 同 左
		③ 所災害対策本部設置の指示	③ 同 左
		④ 都立学校との安否確認サービス（エマージェンシーコール）を活用した連絡	④ 同 左
		⑤ 都災害対策本部との連絡調整	⑤ 同 左
		・都災害対策本部の指示授受及び情報収集	・同 左
		・被災状況等の報告	・同 左
		⑥ 各局との連絡	⑥ 同 左
		・児童・生徒等の救援・救護に係る要請等	・同 左
		・ライフライン情報収集、確保要請等	・同 左
		・緊急車両等の出動要請等	・同 左
		⑦ 事務局職員の支援要員調整等	⑦ 同 左
		⑧ 局内他の部課に属しない事項	⑧ 同 左
			⑨ 局の文書及び予算事務
		⑩ 物資の調達	
		⑪ 広報担当課長は本部連絡員の業務を担う。	⑪ 同 左
		⑫ 広報及び広聴	⑫ 同 左
		・局内の連絡調整	・同 左
		・情報の収集及び報道対応	・同 左
		法務監察課	① 教育庁事業所に対する連絡及び調整 図書館・社会教育会館・研修センター・相談センターとの連絡調整・情報収集
	契約管財課	① 物品購入、工事及びその他の契約	① 同 左
		② 非常時の教育財産の取得、管理及び処分に係る連絡調整	② 同 左
		③ 非常時の校地等の設定、変更、管理保全	③ 同 左
企画部	教育政策課	① 企画部の非常時対応総括	① 同 左
			② 授業の再開に向けての復興計画の策定
		③ 東京都教育委員との連絡調整	③ 同 左
		④ 総務課連絡体制の支援	④ 同 左
		・文部科学省との連絡	・同 左
		・都議会議員との連絡	・同 左
	教育計理課	① 緊急の予算措置・会計	① 同 左
	デジタル推進課	① 基盤システムの維持	① 同 左
② 情報の収集		② 同 左	
③ 総務課連絡体制の支援		③ 同 左	
		④ オンライン学習の実施に向けた支援	

部	課	発災後 3 日間 (応急対策)	発災後 4 日目以降 (学校再開準備・学校再開)
福利厚生部	福利厚生課	① 課長は本部連絡員の業務を担う。	①同 左
		② 福利厚生部の非常時対応総括	②同 左
		③ 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	③ 職員の健康管理 教職員住宅の修繕等応急復旧対処
	給付貸付課	① 共済業務の確保（本部等関係機関との連絡調整、組合員資格確認業務、短期電算復旧業務） ② 総務部総務課の緊急連絡体制及び局本部の応急対策業務支援	① 同 左 ② 同 左

地域教育支援部	管理課	① 地域教育支援部の非常時対応総括	① 同 左
		② 社会教育関連機関との連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化局）	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置準備	④ 同 左
	義務教育課	① 児童・生徒等の被災状況などの区市町村教育委員会との連絡及び被害情報把握（これに係る教育事務所、教育庁出張所等との連絡を含む。なお、他部の所管に係るものを除く。）	① 同 左
		② 国庫補助金に関する国との連絡調整	② 同 左
	生涯学習課	① 社会教育施設の被害状況等情報収集	① 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整	② 同 左
		③ 応急救援事項の検討及び措置準備	③ 同 左

都立学校教育部	高等学校教育課	① 都立学校教育部の非常時対応総括	① 同 左
		② 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校、都立高等学校及び学校経営支援センターとの連絡調整・情報収集	② 同 左
		③ 都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校及び都立高等学校の生徒の安全確認並びに施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休校等措置状況の把握	③ 同 左
		④ 応急救援事項の検討及び措置の準備	④ 応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等
			⑤ 施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力
			⑥ 授業料等の減免
	特別支援教育課	① 都立特別支援学校及び学校経営支援センターとの連絡・調整	① 同 左
		② 都立特別支援学校の児童・生徒等の安全確認及び施設等の被害状況、授業打ち切り、臨時休業等の措置状況の把握	② 同 左
		③ 都立特別支援学校に対する応急救援事項の検討及び措置の準備	③ 応急救援の措置 ・応急教育実施場所の確保、応急教育に必要な教材教具等の調達、配給等 ・施設設備の点検整備及び応急復旧、避難所開設に対する協力 ・授業料等の減免

部	課	発災後3日間 (応急対策)	発災後4日目以降 (学校再開準備・学校再開)
都立学校教育部	学校健康推進課	① 児童・生徒等の心身の健康被害の状況把握	① 同 左
		② 救急医療の対応状況把握と支援要請	② 学校衛生環境の復旧・保持
			③ 健康管理、保険衛生指導、感染症防止
			④ 学校給食再開準備・運営指導
			⑤ 心のケア対処
	営繕課	① 施設設備の被害状況調査	① 同 左
	② 応急危険度判定への対応	② 同 左	
	③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧に係る調整	③ 都立学校及びその他教育施設の修繕等応急復旧対処	

人事部	人事計画課	① 人事部の非常時対応総括	① 同 左
	選考課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	試験課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	職員課	① 学校勤務職員の安否確認（総務課業務を補完） ② 都立学校及び区市町村立学校教職員の災害対応勤務の状況把握と服務指導等 ③ 学校勤務職員の支援要員調整等	①②③ 同 左
	人事給与情報課	① 情報管理の徹底 ② 他課の応援	①② 同 左
	勤労課	① 災害対応の勤務時間及び時間外勤務従事の状況把握と服務に関する指導等	① 災害対応の勤務時間及び手当に関する指導等

指導部	管理課	① 指導部の非常時対応総括	② 同 左
		② 災害ボランティア拠点对応調整（生活文化局）	② 教育相談センターの応急業務調整準備
			③ 学用品等の給与
	指導企画課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	義務教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	特別支援教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
			② 心のケア指導の企画及び調整
	高等学校教育指導課	① 被災状況に応じた臨時教育課程の検討・調整	① 同 左
② 高校生の災害復旧活動や救命救急活動への参加・支援		② 同 左	
		③ 心のケア指導の企画及び調整	

人材育成部	国際教育企画課	① グローバル人材育成部の非常時対応総括	① 同 左
	国際交流教育課	① 応急教育の準備	① 応急教育の実施支援

部	課	発災後 3 日間 (応急対策)	発災後 4 日目以降 (学校再開準備・学校再開)
教育事務所 ・ 教育庁出張所	教育事務所	① 市町村立小・中学校被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否情報の収集を含む。）	① 同 左
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事の状態把握とサービス指導等	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事の状態把握とサービス指導及び手当対処
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援
		⑤ 市町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左
			⑥ 教科書その他の学用品の給与
	教育庁出張所	① 町村立小・中学校被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否情報の収集を含む。）	① 同 左
		② 学校勤務職員の安否確認及び健康管理	② 同 左
		③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事の状態把握と都立学校の対応に基づくサービスの助言	③ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事の状態把握とサービス助言及び手当対処
		④ 応急教育計画の準備及び学校運営支援	④ 応急教育計画実施支援及び学校運営支援
		⑤ 町村教育委員会及び教育庁各部との調整	⑤ 同 左
		⑥ 文化財保護施設の被害状況確認	⑥ 教科書その他の学用品の給与
		⑦ 町村教育委員会及び都立学校への災害対策に関する支援	⑦ 同 左
	所	教職員研修センター・図書館・教育相談センター	① 施設利用者の安全指導及び応急救護
② 施設整備の安全点検、応急対処			② 同 左
③ 関係所及び教育庁所管部との連携			③ 同 左
④ 広域ボランティア活動拠点開設の協力			④ 同 左
学校経営支援センター		① 学校支援体制確保	① 同 左
		② 災害情報収集、本庁各部との連絡調整	② 同 左
		③ 被災児童・生徒等の保護及び安全確保	③ 同 左
		④ 都立学校職員の災害対応勤務の状況把握とサービス指導等	④ 同 左
		⑤ 学校経営支援センターにおける施設設備の安全点検、応急対処	⑤ 同 左
		⑥ 管轄校における施設設備に係る罹災状況把握	⑥ 同 左
		⑦ 応急教育準備支援	⑦ 応急教育計画の作成と実施支援
		⑧ 区市町村による避難所開設への協力支援災害対応勤務及び勤務時間外業務従事の状態把握とサービス指導等	⑧ 同 左
		⑨ 災害対応勤務及び勤務時間外業務従事の状態把握とサービス指導及び手当対処	
学校		各都立学校	① 危機管理計画に基づく体制確保
	② 被災児童・生徒等の保護及び安全確保（安否確認）		② 同 左
	③ 災害情報収集、教育庁本庁各部及び学校経営支援センターとの連携 ※島しょにおいては教育庁出張所とも連携		③ 同 左
	④ 施設設備の安全点検		④ 施設設備応急復旧
	⑤ 食料給与		⑤ 応急教育実施場所の確保
	⑥ 応急教育の準備		⑥ 応急教育計画の作成と実施
	⑦ 区市町村による避難所開設への協力		⑦ 避難所開設への協力
	⑧ 一時滞在施設の開設		⑧ 教科書その他の学用品の給与
			⑨ 災害時帰宅支援ステーションの開設

9 代替施設一覧

都庁舎は、業務継続性の確保のため、制振装置を設置することで耐震安全性が向上しており、地震によって都庁舎全体が使用不可能となる事態は想定しがたいが、何らかの事由により、都庁舎の全部又は一部使用が困難になった場合に備え、代替施設（代替執務場所を含む。以下同じ）を選定する必要がある。

選定に当たっては、局災害対策本部の代替施設と、都庁本庁舎に勤務する職員が非常時優先業務を実施するための代替施設の両者を検討する必要がある。

教育庁においては、建物の立地やフロアの使用状況等を踏まえ、以下の施設を候補としている（変更となる場合がある。）。代替施設の選定に当たっては、鉄道等の公共交通機関の被災状況、移動手段の確保等を勘案しながら、必要な面積（※）が確保されるよう決定する。

区部	東京都教職員研修センター	局災害対策本部の代替施設
	東部学校経営支援センター支所	職員が非常時優先業務を実施するための代替施設
	中部学校経営支援センター	
	都立中央図書館	
	教育庁神楽坂庁舎	
多摩	立川地域防災センター	局災害対策本部の代替施設
	東京都立多摩図書館	職員が非常時優先業務を実施するための代替施設
	西部学校経営支援センター	
	西部学校経営支援センター支所	
	多摩教育事務所	
	埋蔵文化財調査センター	

※本庁執務室の代替に必要な面積は、943.8㎡（必要人員：572名）と推計している。

第2章 学校危機管理マニュアル

第1 目的、基本方針等

1 マニュアルの目的

都の地域及びその周辺地域等において危機事案が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）を中心に、都民の生命及び身体への被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

このため、主として都立学校を対象に、東京都教育委員会が実施すべき危機管理対策について、具体的な取組等に関する基本方針を示すとともに、共通事項を明らかにする。

2 基本方針

(1) 児童・生徒等の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。大震災や風水害等の自然災害に加え、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害、弾道ミサイル事案など、様々な危機に対して柔軟に対応し、児童・生徒等及び都民を守る。

(2) 本マニュアルでは、主として都立学校において常に危機管理体制を必要とする事象を取り上げている。構成としては、特に重点とする震災対策を最初に示し、次にその他の危機事象について記載している。

なお、本マニュアルは危機事象の全てを網羅しているものでないが、震災対策の考え方や対応等を柔軟に応用することで、様々な危機事象に対処するものとして位置付けている。

(3) 震災発生時の初動体制の要となる、①情報連絡体制及び②教職員の参集については、対応を具体的に示すことにより、危機管理意識の向上を図るとともに、体制の強化につなげるものとする。